

質問票

No.	質疑対象の文書名	ページ	質疑内容	回答
1	01.「(仮称)船橋市次期DX推進計画」策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領	4	6.参加資格(4)に「過去5年以内に地方公共団体におけるDX関連計画の策定支援業務を請負った実績を有すること」とありますが、地方公共団体以外(独立行政法人等)の実績でもよろしいでしょうか？ また、お客様名の開示は必須でしょうか？	本件における必須要件としての「地方公共団体」とは、地方自治法第1条の3に規定する団体を指します。 このため、独立行政法人における実績は要件を満たすものとはなりません。 (参考)地方自治法 第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。 ② 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。 ③ 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。 また、お客様名の開示については、本件の必須要件である「地方公共団体における実績」の確認のため、当市に対して発注者名(地方公共団体名)の開示をお願いいたします。 ただし、提出いただいた情報は審査目的のみに使用し、公表はいたしません。 なお、契約金額や詳細仕様などの機微情報については、黒塗り等で差し支えありません。
2	01.「(仮称)船橋市次期DX推進計画」策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領	5	プレゼンテーションの際は、ご提案内容を変更せずに提案書を見やすい形に加工してもよろしいでしょうか。	ご提案内容を変更せず、提案書を見やすい形に加工いただくことは差し支えありません。
3	01.「(仮称)船橋市次期DX推進計画」策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領	6	11. 評価方法及び評価基準等 参加業者が4者以上の場合の書類審査(1次審査)の評価は、評価基準の「書類審査」列にて〇となっている6項目が審査対象となり、250点満点で審査されるという理解で合っているでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	01.「(仮称)船橋市次期DX推進計画」策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領	7	12. プレゼンテーション審査(2次審査) プレゼンテーション審査の出席について、オンラインメンバーの参加は可能でしょうか。オンラインの場合、1者5名以内の人数枠に含まれますでしょうか。	オンラインでの参加は認めておりません。
5	01.「(仮称)船橋市次期DX推進計画」策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領	8	12. プレゼンテーション 審査(2次審査) 仕様書に記載のとおり、本業務を受託した際の業務責任者が行うことについて、発表者は、プロジェクト計画書に記載する体制の責任者が行うということでしょうか。	ご理解のとおりです。

6	02.「(仮称)船橋市次期DX推進計画」策定支援業務委託仕様書	1	職員アンケートや市民アンケートについて、船橋市様で調査される認識ですが、調査結果は紙ではなく、電子化され加工可能な形式でご提供いただける理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	02.「(仮称)船橋市次期DX推進計画」策定支援業務委託仕様書	1	2. 目的 現行計画である「船橋市DX推進計画」は令和8年度をもって期間満了と記載されていますが、令和8年度の計画評価予定時期は決まっていますでしょうか。	計画評価の時期は令和9年度を予定しております。
8	02.「(仮称)船橋市次期DX推進計画」策定支援業務委託仕様書	1	4. 業務委託内容 (1) 職員・市民アンケートの手法や時期等は、決まっていますでしょうか。 (貴市で運用している電子申請など) 今後の協議と考えてよろしいでしょうか。	現時点では未定です。今後、受託者と協議のうえ決定いたします
9	02.「(仮称)船橋市次期DX推進計画」策定支援業務委託仕様書	2	4. 業務委託内容 (2) 自治体 DX 推進計画【第 4.0版】は、総務省が発表した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX) 推進計画【第 4.0 版】」の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	02.「(仮称)船橋市次期DX推進計画」策定支援業務委託仕様書	3	パブリックコメントについて、船橋市様で調査される認識ですが、調査結果は紙ではなく、電子化され加工可能な形式でご提供いただける理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	02.「(仮称)船橋市次期DX推進計画」策定支援業務委託仕様書	3	4. 業務委託内容 (4) パブリックコメントの手法は、決まっていますでしょうか。 (貴市で運用している電子申請など) 今後の協議と考えてよろしいでしょうか。	現時点では未定です。今後、受託者と協議のうえ決定いたします。
12	02.「(仮称)船橋市次期DX推進計画」策定支援業務委託仕様書	4	進捗状況報告や定例会については、事業者側で頻度(月1回など)を設定し、ご提案する形でよろしいでしょうか。	事業者にて頻度を設定し、ご提案いただいて差し支えありません。
13	02.「(仮称)船橋市次期DX推進計画」策定支援業務委託仕様書	6	議事録について、「打合せの後、遅延なく」との記載がありますが、具体的に何営業日以内など指定はございますでしょうか。	おおむね5営業日以内を目安にご提出ください。
14	02.「(仮称)船橋市次期DX推進計画」策定支援業務委託仕様書	6	再委託について、提案時点で、再委託先を体制に含めた形で提案することは問題ないでしょうか。(受注後に船橋市様の承認が必要であることは理解しています。)	提案時点で再委託先を体制に含めてご提案いただくことは差し支えありません。